

令和7年5月2日

各 位

公益社団法人北海道観光機構
代表理事 中 村 智
(公印省略)

「令和7年度バーチャル北海道事業」の委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 委託事業名 令和7年度バーチャル北海道事業
2. 業務委託期間 契約締結日～令和8年3月10日（火）
3. 主な業務委託内容
 - (1) バーチャル北海道のシステム運営
 - (2) バーチャル北海道のコンテンツ拡充
 - (3) 海外で開催する旅行博のブース運営サポート（BtoC）
 - (4) 国内で開催するイベントでのVR体験会の実施（BtoC）
 - (5) アプリ新規登録獲得に向けたプロモーション活動
 - (6) 本事業の中間報告とミーティングの開催
 - (7) (1)～(6)を除く、更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案、実施
4. 事業費（上限） 9,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
5. 今後のスケジュール（予定）

5月2日（金）	公示、観光機構WEBサイト掲載
5月9日（金）	企画提案参加表明締切
5月30日（金）	企画提案書の提出期限
6月上旬	企画提案の審査（ヒアリング審査）、委託事業者決定
6月中旬	契約締結、業務開始
6. 事業説明会について
本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問は、参加表明締切日より3営業日＜5月14日（水）＞の15時までメールで受付します。回答については全体を取りまとめの上、参加表明をした事業者に対し、速やかに送信します。

【お問合せ】

公益社団法人 北海道観光機構 事業企画本部 プロモーション部 TEL：011-231-0941

担当：大川 y_okawa@visithkd.or.jp 担当：石橋 ishibashi@visithkd.or.jp

以上

「令和7年度 バーチャル北海道事業」に係る企画提案募集要領（指示書）

1. 目的

近年、観光需要はコロナ禍以降着実に回復しており、多くの旅行者がリアルな体験を求めて日本を訪れている。一方で、依然として訪問先は東京・大阪・京都などの大都市圏に集中し、北海道を訪れたことがない層も多く存在しており、北海道に対し、「具体的なイメージが湧かない」、「どのような観光体験ができるか分からない」といった誘客への課題がある。

こうした課題の解決として、本事業では、バーチャル・リアリティ（VR）技術を活用し、北海道の「自然」、「文化」、「アクティビティ」などの多様な観光資源を臨場感あふれる形で体験することで、北海道に対する「漠然とした関心」を「具体的な訪問意欲」へと高め、来道誘致に結び付けることを目的とする。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。

- ① 道内に本・支店等を有する次のいずれかに該当する者であること。ただしコンソーシアムの場合、構成員のうち1人以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。
（コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出すること。）

ア 民間企業

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

ウ その他の法人、又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は暴力団関係事業者該当しない者であること

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること

④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 委託事業費（上限） 9,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結日～令和8年3月10日（火）

(1) 業務スケジュール

5月2日（金） 公示、観光機構WEBサイト掲載

5月9日（金） 企画提案参加表明締切

5月30日（金） 企画提案書の提出期限

6月上旬 企画提案の審査（ヒアリング審査）、委託事業者決定

6月中旬 契約締結、業務開始

※日程については変更となる場合がある為、その都度確認すること。

(2)業務完了日

令和8年3月10日（火）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(3)委託費の支払

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払を受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) バーチャル北海道のシステム運営

① バーチャル北海道のプラットフォーム

ア 令和4年度、令和5年度及び令和6年度事業で制作したプラットフォームを活用し、円滑な業務運営を行うこと（プラットフォームの運営マニュアル等については、審査終了後、受託した事業者へ引き継ぎすることとする）。

イ 従来のスマホ及びタブレットへの対応の他、VRゴーグルを導入し、更に没入感のある体験ができるよう構築すること。

ウ 運営に際し、利用料として、3,000,000円（税別）を見積書に計上すること。

② バーチャル北海道のプラットフォーム（ライト版）

ア 7-(1)のプラットフォームを活用し、小規模並びに通信環境が悪いイベント時に使用が可能なものとして、新たなプラットフォーム（VRゴーグル活用）の簡易版を構築すること。

イ 当プラットフォームの活用方法（想定使用回数含む）を具体的に提示すること。

ウ 運営に際し、利用料を見積書に計上すること。

エ 令和7年7月31日（金）迄に準備し、観光機構へ提出すること。

<参考> バーチャル北海道

<https://www.visit-hokkaido.jp/virtual-hokkaido/index.html>

(2) バーチャル北海道のコンテンツ拡充

7-(1)の参考URL内にある既存のコンテンツ以外に、新規で北海道の観光スポットを制作すること。

① 映像 動画または静止画

② 季節 グリーンシーズン・オータムシーズン

③ スポット数 計5スポット以上

※撮影する季節については、委託者と相談の上決定すること。

④ 対応言語 日本語、英語、中国語の3か国語以上

ア どのようなコンセプトで、どのスポットを撮影するのかを具体的に提案すること。

イ スマートフォン、タブレット端末の他、VRゴーグルでの視聴も可能とすること。

ウ 撮影許可は事業者が行い、映像制作について著作権・肖像権の権利処理を行うこと。

エ 構築するシステムは、当事業終了後、管理・運営事業者が変わってもコンテンツ（エリア・スポット）や機能の追加・改修等が可能となるようにすること。

(3) 海外で開催する旅行博のブース運営サポート（BtoC）

海外からの訪日旅行客誘客に向け、当システムを活用し、現地でのプロモーションを実施し、ブース運営のサポートを行うこと。

① 出展旅行博 MATTA Fair September 2025

② 開催日 令和7年9月5日（金）～7日（日）

③ 出展日 令和7年9月5日（金）～7日（日）

④ 開催場所 Malaysian International Trade & Exhibition Centre (MITEC)

ア ブースサポートについては、観光機構「令和7年度 アジア市場誘客促進事業（シンガポール・マレーシア市場）」と連携して行う為、受託事業者と協同で実施すること。

イ ブース出展料、造作、装飾及び追加備品等については、観光機構「令和7年度 アジア市場誘客促進事業（シンガポール・マレーシア市場）」にて計上するが、現地での渡航費、滞在費、体験時の機材（モニター含む）、輸送料、Wi-Fi等に関する経費については本事業の見積に計上すること。

ウ 実施にあたり、通信環境等の対策を講じた提案をすること。

エ 運営については、英語を話せるスタッフを2名以上、またシステム運営の技術者1名以上の計3名以上の体制を取ること。

オ VR体験者にはアンケートを実施し、集計・分析をすること。なお、アンケート設問内容については、観光機構と協議の上、決定すること。

カ 当イベントに際し、どのような取り組みを実施して北海道の認知度向上また誘客に結びつけるのか、具体的に提案すること。

<参考> MATTA Fair April 2025

<https://register.mattafair.org.my/exhibition/V6YA46P>

(4) 国内で開催するイベントでのVR体験会の実施（BtoC）

当システムを活用し、国内で開催されるイベントでVR体験会を実施すること。

① 出展 観光機構が出展するイベント

② 開催日 9月～11月の間に開催されるイベント

③ 出展日 4日間程度

④ 開催場所 東京都又は中部地方

ア 観光機構が出展する事業と連携して行う為、当受託事業者と協同で実施すること。

イ ブース出展料、造作、装飾及び追加備品等については、観光機構の事業にて計上するが、現地での渡航費、滞在費、体験時の機材（モニター含む）、輸送料、Wi-Fi等に関する経費については本事業の見積に計上すること。

ウ 実施にあたり、通信環境等の対策を講じた提案をすること。

エ 運営については、英語を話せるスタッフを1名以上、またシステム運営の技術者2名以上の計3名以上の体制を取ること。

オ VR体験者にはアンケートを実施し、集計・分析をすること。なお、アンケート設問内容については、観光機構と協議の上、決定すること。

カ 当イベントに際し、どのような取り組みを実施して北海道の認知度向上また誘客に結びつけるのか、具体的に提案すること。

(5) アプリ新規登録獲得に向けたプロモーション活動

来道を予定または検討しているインバウンド旅行者及び日本人旅行者、更にはバーチャル旅行に興味のある方に対し、開発済のアプリ登録者数獲得に向けた取組を行い、誘客促進に繋げる。

① 実施期間 事業開始～2月末迄

② 対象 来道を予定または検討しているインバウンド旅行者及び日本人旅行者、バーチャル旅行に興味のある方等

③ 新規登録目標数 300ダウンロード以上

ア どのようなプロモーション方法で、登録者数獲得を実行するのかを提案すること。

イ 月別に「アプローチ数」「登録者数」「登録者の構成」等々をまとめ、中間報告時と年間報告書提出時に其々報告すること。

ウ 実施期間終了後に集計・分析を行い、事業実施終了報告時に考察と更なる登録者数獲得について提唱すること。

(6) 本事業の中間報告とミーティングの開催

本事業の進捗状況確認とそれまで実施した業務の課題を抽出及び分析し、併せて次年度以降についての課題や提唱等をまとめ、観光機構との中間報告ミーティングを実施すること。

① 実施月 令和7年9月

② 開催場所 問わないが、ミーティング可能な場所や環境を整えること。

ア 実地で開催することを前提とするが、オンラインとの組み合わせで実施することも可とする。

イ 開催前までの事業進捗状況をまとめ、ミーティング時に資料を準備すること。

(7) (1)～(6)を除く、更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案、実施

事業をより効果的に実施するための施策、及びその他効果的と思われる企画や広告宣伝等を、委託上限額の範囲内で提案するものがあれば自由提案とする。

(8) K P I

① 新規観光スポットの制作	5スポット以上
② 海外旅行博でのVR体験者数	200名以上（期間中）
③ 海外旅行博でのアンケート回収数	200件以上（期間中）
④ 国内イベントでのVR体験者数	200名以上（期間中）
⑤ 国内イベントでのアンケート回収数	200件以上（期間中）
⑥ アプリダウンロード新規登録者数	300ダウンロード以上

(9) 事業完了報告について

事業の取組内容に応じた成果、効果測定、分析を行い、次年度以降の誘客のターゲティングや適切なコンテンツ等、取組の指針となるような年間報告書を作成すること。

① 日本語でA4版、両面印刷で60ページ以内にまとめ、事前に校正業務を進めた上で期日迄に完成したものを提出すること。

② 報告書は、イベント写真や個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。

全体報告書は印刷物3部及びデータ、公開用報告書は印刷物1部及びデータを提出すること。また事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。

(10) 権利関係の整理について

① 当事業で収集した画像等、観光機構の他事業で二次利用できるものを整理すること。

② 制作した映像及び画像の著作権は、観光機構所有とすること。

③ 制作した映像及び画像全てをUSBメモリーに格納し、期日迄に提出すること。

(11) 現物協賛について

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意図がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限 令和7年5月9日（金） 15時迄
- (2) 表明先 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光機構 事業企画本部 プロモーション部
担当：大川 y_okawa@visithkd.or.jp
担当：石橋 ishibashi@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法 Eメールにて、参加の意図があることを表明すること（書式は自由とする）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

- (1) 企画提案事項の総括表
各提案事項をA4版サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。
- (2) これまでの事業実績
観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、BtoCプロモーションの実績について、過去2年分を記載すること。
- (3) 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。なお企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては「A」「B」などといった表現を用いて記載すること。
- (4) 業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
- (5) 見積書
各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。協力会社の再委託並びにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。
※観光機構スタッフの旅費は積算に含めない
※謝金、交通費、宿泊料、会場使用料、出展料、送料、取材費、制作費、広告掲載費等

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式はA4版、両面印刷で40ページ以内とする。但し、全体的なイメージを伝える上で、必要に応じてA3版を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。
例）メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 6部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの5部）

- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光機構 事業企画本部 プロモーション部
担当：大川 宛
- (3) 提出期限 令和7年5月30日（金） 15時 **※時間厳守**
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。
FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則上位3社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは3名までとする。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
一連の業務を行うにあたってノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

* 北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案には含めないよう留意ください。

【例】赤れんが庁舎への誘客をPRするキャッチフレーズ、デザイン、装飾など

14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷。製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和7年度バーチャル北海道事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和7年度バーチャル北海道事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責

任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、
本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本
コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者	(所在地) (名 称) (代表者)	ⓐ
構成員	(所在地) (名 称) (代表者)	ⓑ
構成員	(所在地) (名 称) (代表者)	ⓒ

委託契約に関する留意事項

契約の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることもあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

公益社団法人北海道観光機構
代表理事 中村 智 様

〔申請者〕

住所

氏名

印

再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の实地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

記

1. 契約名称
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
 - (1)
 - (2)
 - (3)
3. 再委託先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
4. 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 再委託する理由・必要性
6. 再委託する業務の契約予定金額
_____円（消費税込み）
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）
有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。